# 第3節 水害予防対策の推進

本町は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的に水害予防対策を実施するものとする。

#### 第1 河川の改修

## 1 大阪府管理の河川

大阪府の管理する河川は、大阪府が整備計画に基づき改修を進める。本町は、 堤防の決壊により、人家等に被害等を及ぼす恐れがある箇所については、管理者 とともに流域、河川の状況等を的確に把握し、必要な方策を講じる。

2 河川施設等の点検・整備

河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設 を点検・整備する。また、平常時から堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策 を検討する。

## 第2 水路の整備

町内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、地域住民に対し、意識向上の啓発活動を実施するとともに、本町はその整備事業の実施に努める。

また、水利組合等の協力を得て、危険箇所の把握を行うものとする。

#### 第3 水害防止対策の推進

1 本町防災会議は、大阪府の浸水想定区域の指定に基づき、本町防災計画において、浸水区域ごとに、次の事項について定めるものとする。

洪水予報等の伝達方法

避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 (避難経路・避難の心得等)

浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

2 本町防災会議は、前項 に規定する施設については、その利用者の洪水時の円 滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものと する。

- 3 第1項の規定により本町防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街 等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者洪水時の 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これ を町長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 浸水想定区域をその区域に含む町長は、第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。 (ハザードマップの作成・更新等)

#### 第4 下水道の整備

町内における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

#### 第5 高潮対策

## 1 水門等の管理

本町の臨海部には、大阪府が管理し、本町が非常時に操作する門扉が4カ所、 大阪府と協力して管理し、操作する北水門があり、台風、高潮、津波等による浸水予防時にこれら施設が円滑に操作できるよう管理に努める。

# 2 水門等の点検、操作

異常水位、高潮、津波等から臨海地域住民の生命、財産を守るため、これら門 扉等の開閉操作を行う。

災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、大阪府は、本町の主任者による、毎月3回の点検操作の実施とその結果報告を義務づけており、異常があれば大阪府に連絡する。

# 3 情報連絡体制の確立

災害発生予想時における水門・門扉の操作には、大阪府、本町、本町消防本部の三者が相互に連絡を取り行う。

# 第6 農地防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

#### 1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

## 2 ため池対策

ため池の決壊による災害を防止するため、必要に応じ改修補強工事を実施する。